

## 台湾における外国人労働者のマッチング及びブローカー対策の概要

## 1. 制度の概要

- 台湾では、二国間の協定に基づき、タイ（約10万人）、フィリピン（約9万人）、ベトナム（約8万人）、インドネシア（約6万人）等から、製造業（約17万人）、介護（約15万人、在宅介護が主）、建設業（約1万人）等の分野に労働者を受入れ（計約33万人）。

なお、中国からは受け入れていない。 ※ 数字は2006年4月現在

- そのマッチングは、民間の人材仲介会社（就業服務法（日本の職業安定法に相当）に基づく許可制）が担っている（次頁参照）。

需給調整を民間の人材仲介会社が担うことから、

- ・ 送出国の人材仲介会社が、外国人労働者本人から、高額の仲介費用を徴集
- ・ 台湾の人材仲介会社が、外国人労働者本人から、公定価格以上の受入れ管理費を徴収する等の問題が生じている。

行政院勞工委員会（日本の厚生労働省に相当）は、悪質な人材仲介会社の淘汰を目的として、人材仲介会社に対する評価制度（抜打ちによる現地調査）を実施、評価結果（A～Eランク）をインターネットで公開。ただし、評価結果そのものに基づいて業務を停止させる仕組みはない。（政府の過度なマーケットへの介入に対する批判的な声あり。）

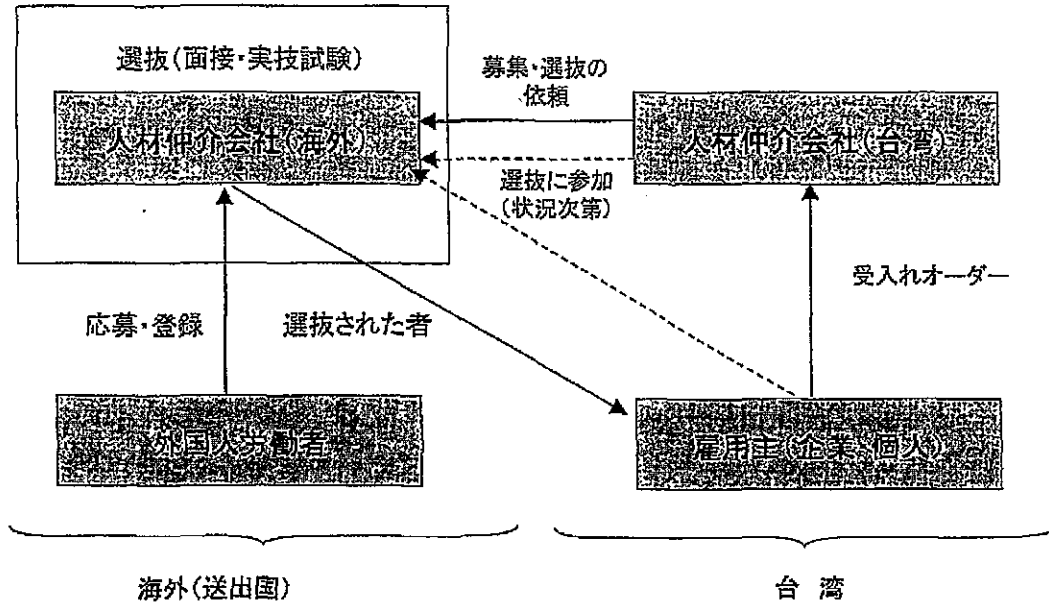
- 外国人労働者の入国までの流れは下記のとおり。

- ・ 事業主は、就業服務センター（日本の公共職業安定所に相当）に求人登録を行い、求人の未充足が確認された場合に、外国人労働者の募集が可能となる。
- ・ 事業主は、台湾の民間の人材仲介会社を通じて外国人労働者を募集。雇用する外国人労働者を決定。
- ・ 事業主は、勞工委員会に雇用許可を申請し、雇用許可証の発給を受ける。また、勞工委員会に就業安定費（外国人雇用税）を納付。

- 受入れ期間、賃金等

- ・ 受入れ期間は原則2年間だが、さらに1年間の延長が可能。
- ・ また、当初、更新は認められていなかったが、その後の制度改正により、3年契約を1回更新することが可能となり、最長で6年間の継続雇用が可能（但し、一旦帰国して再入国する必要あり）。
- ・ また、台湾人労働者と同じく、労働基準法、最低賃金等が適用される。

### 外国人労働者の募集方法



### 外国人労働者の受入れに関連した金銭の流れ

